

近年の火山防災体制の 構築に向けた動き



内閣府(防災担当)
企画官 西口 学

近年の火山防災体制の構築に向けた動き

「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」 (平成18～19年度)

目的: 噴火時等における効果的な避難体制の充実を図る

- ・避難に結びつく火山情報への改善(噴火警戒レベル導入)
- ・平常時及び噴火時における体制の整備
- ・具体的で実践的な避難計画のあり方
- ・平常時における住民等への普及啓発活動のあり方 など

「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」(H20.3)

火山防災協議会における火山防災対策の共同検討

火山防災協議会(コアグループ)の設置

複数の市町村・機関が関係する共同検討体制として、
都道府県の総合調整のもとで設置・運営する。

火山防災協議会(コアグループ*)での共同検討

* 都道府県、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家等により構成

噴火警戒レベルの「警戒が必要な範囲」は、
避難計画の「避難対象地域」と一致させた上で
避難計画の検討を進める。

いつ危険か

噴火シナリオ

どこが危険か

火山ハザードマップ

いつ・どこが危険か

噴火警戒レベル

いつ・どこから
避難するか

どこへ・どの
ように避難

避難計画

顔の見える関係を構築し、防災対応のイメージを共有する

火山防災協議会

都道府県、市町村、国の地方支分部局(管区・地方気象台等、地方整備局・砂防担当事務所、森林管理局・署、地方測量部、地方環境事務所、自然保護官事務所、海上保安本部等)、自衛隊、都道府県警察、消防機関及び火山噴火予知連絡会委員等の火山専門家、必要に応じて、輸送・通信・電気・ガスその他の公益的事業を営む指定地方公共機関、医療や衛生等の専門家、日本赤十字社等

住民への周知

火山防災マップ

防災訓練

防災基本計画(火山災害対策編)(平成23年12月27日修正)の概要

防災基本計画(火山災害対策編) 概要

- 都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、噴火時等の避難等を検討するための「火山防災協議会」を設置するなど体制を整備するよう努める。
- 国及び地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの整備を推進する。
- 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い、具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行う。
- 国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、火山防災協議会における検討を通じて、適切な助言を行うなどの支援に努める。
- 地方公共団体は、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努める。

「防災基本計画(火山災害対策編)」(平成23年12月27日修正)

① 火山防災協議会

- 都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山防災協議会を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。

③ 避難計画

- 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、(中略)、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行うものとする。
- 地方公共団体は、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会等(以下「火山防災協議会」という。)における検討を通じて、それぞれの火山の特質を考慮して、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

② 噴火警戒レベル

- 国及び地方公共団体は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮した、複数の噴火シナリオの作成、噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備を推進するものとする。
- 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、(中略)、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い、(中略)避難計画を作成し、訓練を行うものとする。
- 国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、火山防災協議会における検討を通じて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- 地方公共団体は、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めるものとする。

47火山における火山防災対策の取組状況

監視・観測体制の充実等が必要な47火山(火山噴火予知連絡会により選定)における火山防災対策の取組状況

火山名	火山防災協議会設置火山	火山ハザードマップ整備火山	噴火警戒レベル導入火山	具体的で実践的な避難計画策定火山	火山名	火山防災協議会設置火山	火山ハザードマップ整備火山	噴火警戒レベル導入火山	具体的で実践的な避難計画策定火山
アトサヌプリ		○			焼岳	○	○	○	
雌阿寒岳	○	○	○		乗鞍岳				
大雪山					御嶽山	○	○	○	
十勝岳	○	○	○		白山				
樽前山	○	○	○		富士山	○	○	○	
倶多楽		○			箱根山	○	○	○	
有珠山	○	○	○		伊豆東部火山群	○	○	○	
北海道駒ヶ岳	○	○	○		伊豆大島	○	○	○	
恵山		○			新島				
岩木山		○			神津島				
秋田焼山		○			三宅島	○	○	○	
岩手山	○	○	○		八丈島				
秋田駒ヶ岳		○	○		青ヶ島				
鳥海山		○			硫黄島				
栗駒山					鶴見岳・伽藍岳		○		
蔵王山		○			九重山	○	○	○	
吾妻山		○	○		阿蘇山	○	○	○	
安達太良山		○	○		雲仙岳	○	○	○	
磐梯山		○	○		霧島山	○	○	○	○
那須岳	○	○	○		桜島	○	○	○	○
日光白根山					薩摩硫黄島	○	○	○	
草津白根山	○	○	○		口永良部島	○	○	○	
浅間山	○	○	○		諏訪之瀬島	○	○	○	
新潟焼山	○	○	○		合計	25	37	29	2

○火山防災協議会設置火山:25火山

○火山ハザードマップ整備火山:37火山

○噴火警戒レベル導入火山:29火山

○具体的で実践的な避難計画策定火山:2火山

近年の火山防災体制の構築に向けた動き

「火山防災対策の推進に係る検討会」 (平成22～23年度)

- 防災基本計画に基づく火山防災対策の推進に向けた検討
 - ・ 避難計画策定→「避難計画策定の手引」作成
 - ・ 火山ハザードマップ整備→火山ハザードマップ作成指針改訂
 - ・ 火山防災協議会設置→火山防災協議会等連絡・連携会議
- 大規模噴火に対して国が主導して取り組むべき課題の整理
- 今後の火山防災対策の推進に向けた課題の整理